

不育症治療費等助成要綱

（総則）

第1条 不育症の治療及び検査に要する費用の助成（以下単に「助成」という。）については、この要綱の定めるところによる。

（助成の対象）

第2条 助成の対象は、厚生労働省不育症研究班に属する医師（これと同等の能力を有すると市長が認める医師を含む。）が実施する治療（当該治療に係る検査を含む。以下「不育症治療」という。）並びに当該医師及び先進医療の実施医療機関として地方厚生（支）局へ届け出をした医療機関が実施する不育症か否かを判定するための検査（以下「不育症判定検査」という。）

（以下「不育症治療等」という。）とし、助成の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、不育症治療に係る医療費及び不育症判定検査に係る費用とする。ただし、次に掲げる費用は除くものとする。

- （1）公的医療保険の規定に基づく保険給付が適用される治療に係る費用
- （2）入院時における差額ベッド代、食事代、文書料等の費用
- （3）本市以外の地方公共団体からこの要綱の規定による助成と同様の趣旨の助成金等の交付を受けている期間における不育症治療に係る費用
- （4）妊婦健康診査事業実施要綱（平成21年4月1日制定）の規定により助成を受けている健康診査に係る費用

（対象者）

第3条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、不育症治療又は不育症判定検査を受けた者であり、不育症治療期間（不育症の診断を受け、妊娠後に不育症治療を開始した日から当該妊娠に関する出産（流産、死産等を含む。）に伴い治療が終了するまでの期間をいう。以下同じ。）又は不育症判定検査の期間を通じ、及び第5条の規定による申請をした日（以下「申請日」という。）において、次に掲げる要件を備えているものとする。ただし、次条第3号に掲げる検査を受けた者にあつては、第3号を除く。

- （1）治療開始時点で配偶者と婚姻の届出をしていること又は婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあること。
- （2）対象者又はその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること。
- （3）対象者及び同一世帯者に市税等の滞納がないこと。

(助成の額)

第4条 助成の額は、助成対象費用の額（第3号に掲げる検査にあっては、1回当たりの助成対象費用の額に10分の7を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。））とし、次に掲げる額を限度とする。

(1) 不育症治療に係る助成 1治療期間当たり30万円及び1年度当たり30万円

(2) 不育症判定検査（次号の検査を除く。）に係る助成 1年度当たり5万円

(3) 不育症判定検査のうち、流死産の既往のある者に対して先進医療として行われる不育症検査（当該検査の実施機関として届出又は承認がなされている保険医療機関で実施するものに限る。）に係る助成
1回の検査に係る費用の7割に相当する額（千円未満切り捨て）。ただし6万円を上限とする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、不育症治療費等助成申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 不育症治療等受診等証明書（前条第3号に掲げる検査にあっては、不育症検査費用助成検査受検証明書）

(2) 不育症の診断をした医師と異なる医師が不育症治療を実施した場合は、不育症治療実施証明書

(3) 不育症治療等に係る領収書及び診療明細書

(4) 夫婦の住所が異なる場合は、婚姻の届出をしている夫婦であることを証する書類

(5) 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者の場合
にあっては、当該事実上婚姻関係と同様の事情にある者であることを証する書類

(6) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、治療又は検査が終了した日の翌日から起算して60日後の日までに前項の申請を行うものとする。

3 本人の責めに帰さない等の特にやむを得ない理由があると認められる場合には、前項の申請期間内に仮受付申出書を提出することをもって、申請期間を延長できるものとする。ただし、当該申請に係る治療が終了した日の翌日

から起算して90日目までに本申請を行わなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、不育症治療費等助成決定通知書を送付するものとする。

(助成金の返還等)

第7条 市長は、申請者が、偽りその他の不正の手段により助成を受けたとき又は助成に過納若しくは誤納があったときは、当該助成の決定の全部若しくは一部を取り消し、当該取消しに係る額を返還させることができるものとする。

(その他の事項)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局健康部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

(適用)

2 対象者が施行日前から引き続き不育症治療を受けている場合においては、第3条中「不育症治療を開始した日」とあるのは「施行日以降最初に不育症治療を受けた日」とする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年度の申請については、第3条第4号の規定にかかわらず、同号に規定する所得の額が730万円以上であっても、申請する日の属する年の収入が新型コロナウイルスの影響により急変し、対象者及び配偶者の当該年の所得の額が730万円未満となる見込みである場合は、同号の規定の要件を満たすものとする。

3 令和2年度の申請については、第3条第4号の規定にかかわらず、新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期し、当該申請が令和2年6月1日以降となったときに、申請する日の属する年の前々年の所得の額が730万円未満であって、当該年の前年の所得が730万円以上となる場合にあって

ては、当該年の前々年の所得をもって、同号の規定の要件を満たすものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の不育症治療費等助成要綱の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後に終了した不育症に係る治療又は検査について適用し、同日前に終了した不育症に係る治療又は検査については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に受けた改正後の第 4 条第 3 号に掲げる検査について、当該検査に係る助成の額が改正前の第 4 条第 2 号の規定に基づき算出した額に達しないときは、当該検査に係る助成の額は、当該額にその差額を加算した額とする。
- 3 前項の検査に係る申請における改正後の第 5 条第 2 項の規定の適用については、同項中「治療又は検査が終了した日」とあるのは「令和 5 年 3 月 31 日」とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。